

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
10月1日
(金曜日)

目次

告示

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(医務保険課).....一

救急病院の認定(地域医療推進室).....一

道路の区域の変更(道路整備課).....一

道路の位置の指定(建築指導課).....二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....二

一般競争入札の実施(医務保険課).....三

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....五

山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等(労働政策課).....六

家畜商講習会の開催(流通企画室).....七

土地改良区役員の届出(農村整備課).....七

下関都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....八

周南都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....八

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....九

選管告示

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正.....九

公安委公告

契約の締結.....一

山口県告示第三百三十九号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「磁気共鳴画像診断装置」を「磁気共鳴画像診断装置 放射線情報システム 体外衝撃波結石破碎装置 泌尿器科用エックス線診断装置」に改める。

山口県告示第三百四十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
光市立光総合病院	光市虹ヶ浜二丁目一〇番一号	平成二五、一〇、三
光市立大和総合病院	大字岩田九七四	〃 〃 〃
周防大島町立大島病院	大島郡周防大島町大字小松一三八八	〃 〃 九、三〇
周防大島町立東和病院	〃 〃	〃 〃 〃
周防大島町立橋病院	〃 〃	〃 〃 〃
周防大島町立橋病院	二〇の二七	〃 〃 〃
周防大島町立橋病院	大字西安下庄三九	〃 〃 〃

山口県告示第三百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年十月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路 線 名 防府環状線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
防府市大字江泊字東筋二七三の一地先から 同市大字新田字町人堀二〇三五の一地先まで	最狭 五二・〇 最広 一〇・五	最狭 四二・六 最広 五二・〇	三・五 一〇・五 及 五・五	四、五・八・五 及 三、三・八・四	ダブルウェイ

山口県告示第三百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
光市光井九丁目四〇七三の一八	五・〇	二五・八	一四七・二九



(三一五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年十一月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 宇部総合型地域スポーツクラブ

代表者の氏名 山本 正三

主たる事務所の所在地 宇部市神原町二丁目一番六〇号

三 定款に記載された目的

宇部市を中心とする地域住民に対して、生涯スポーツ活動及び文化活動の普及推進に関する事業を行い、スポーツ・文化の振興を図るとともに、地域住民の健全な心身の育成に寄与すること。

(三一六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十二年十一月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ChaoBanbina
代表者の氏名 奥谷 祐司
主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目二番二六号

(三二七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品の名称及び数量

体外衝撃波結石破碎装置及び泌尿器科用エックス線診断装置 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十三年二月二十八日

(四) 納入場所

山口県立総合医療センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す

る物品等の種類等に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十六号)に基づく資格審査において、医療機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立総合医療センター事務局経理課

(三) 受領期限

平成二十二年十一月十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十二年十一月十二日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階大会議室

(二) 日時

平成二十二年十一月十二日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県立総合医療センター院長 中安 清
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課（電話〇八三五―二一四四―一）に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center
 - (2) Nature and quantity of the products to be purchased: A set of extracorporeal shock wave lithotripter and A set of Urology radiographic diagnostic equipment
 - (3) Delivery period: February 28, 2011
 - (4) Delivery place: Yamaguchi Grand Medical Center
 - (5) Section in charge of procurement and contact point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat (Tel. 0835-22-4411)
 - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., November 11, 2010
(In case of bringing a tender: 1:30 P.M., November 12, 2010)
- 一 入札に付する事項
- 次に掲げる物品等の借入れ
- (一) 物品の名称及び数量
放射線情報システム 一式
 - (二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 使用期間
平成二十二年十二月二十八日から平成二十七年十二月三十一日までの間
 - (四) 使用場所

二 山口県立総合医療センター
入札参加資格

- (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十一年山口県告示第二百八十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十二年山口県告示第五十六号）に基づく資格審査において、医療機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所
防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県立総合医療センター事務局経理課
 - (三) 受領期限
平成二十二年十一月十一日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十二年十一月十二日午後二時）
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所
防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階大会議室

(二) 日時

平成二十二年十一月十二日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県立総合医療センター院長 中安 清
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課(電話〇八三五―二二一四四―)に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: One set of Radiology Information System
 - (3) Use term: From December 28, 2010 to December 31, 2015
 - (4) Use place: Yamaguchi Grand Medical Center
 - (5) Section in charge of procurement and contact point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat (Tel. 0835-22-4411)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., November 11, 2010
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., November 12, 2010)

(三一八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年十月一日から平成二十三年二月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)ドラッグコスモス三田尻店
所在地 防府市大字新田一七六の四
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十三年五月十七日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六五四平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の収容台数
五七台
 - (二) 駐輪場の収容台数
七台
 - (三) 荷さばき施設の面積
六五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモ薬品	午前一〇時	午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十二年九月十六日

(三一九) 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十三期使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関 成

一 推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

(二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合であって、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれか

に該当する者は、委員となることができない。
(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあっては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

四 推薦期間

平成二十二年十月十二日(火曜日)から同年十二月十四日(火曜日)まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類(連合体にあってはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあっては支部の関係書類を含む。)を山口県労働委員会に提出しなければならない。

1 労働組合資格審査申請書

2 組合規約及びこれに準ずる諸規程

3 労働協約、覚書その他附属協定

4 組合役員名簿

5 職制機構図

6 組合の予算書又は決算書

7 大会議案書

8 その他必要と認められる立証資料

(二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であっても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課(電話〇八三一九三三―三三二一〇)に、五については山口県労働委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四四四)に照会すること。

(三二〇) 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

一 講習の対象となる者

家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年十一月九日（火曜日）及び同月十日（水曜日）の午前九時から午後五時まで

(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室

三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百七十円に相当する山口県収入証紙及び写真（縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）をはって、県内に居住する者にあつてはその者の住所を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県農林水産部流通企画室に提出すること。

五 受講願書の提出期限

平成二十二年十月十八日（月曜日）

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部流通企画室（電話〇八三―九三三―三三九五）又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

(三二一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区	名称	理事の別	氏名	住所
周東高森	土地改良区	理事	岩田 昭三	岩国市周東町下久原一〇六一の八
林 豊			田中 實	二〇九七の六
田中 武			西村 武	二二四五
玉本 京作			村木 静子	二二五六
金弘 鴻太郎			前田 慶春	一四一七の三
林 サヨコ			清水 義行	一七〇二の三
村田 正幸			田中 文夫	一六一五の一
田村 順司			田村 順司	一八五七
山本 清登			山本 清登	一七六六の二
藤岡 利康			藤岡 利康	一七六六の二
倉田 正史			倉田 正史	一七六六の二
藤中 尚武			藤中 尚武	一七六六の二
藤本 敏実			藤本 敏実	一七六六の二
服部 正仁			服部 正仁	一七六六の二
藤弘 保			藤弘 保	一七六六の二
児玉 勝春			児玉 勝春	一七六六の二
石原 和憲			石原 和憲	一七六六の二

画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・二・三〇二徳山停車場線

二 都市計画を変更する土地の区域

周南市御幸通二丁目、大字徳山、みなみ銀座二丁目、有楽町、銀座二丁目及び本町一丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十二年十月一日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市建設部都市政策課

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・三・三〇四海岸通線

二 都市計画を変更する土地の区域

周南市住崎町、大字徳山及び千代田町

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十二年十月一日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市建設部都市政策課

(三三四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字河内字黒杭

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市清瀬町一丁目九番一号

松村 輝元



山口県選挙管理委員会告示第七十二号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成六年山口県選挙管理委員会告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

第五条第一項中「ポスター作成証明書」の下に「、使用又は作成の実績に基づき作成し」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の選挙運動用自動車使用証明書、ピラ作成証明書又はポスター作成証明書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 選挙運動用自動車使用証明書を提出する場合 給油伝票（公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）第十七条の七第二項に規定する書面であって、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し

二 ピラ作成証明書又はポスター作成証明書を提出する場合 納品書（納品を受けた物品の品名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載された書面であって、ピラ作成業者又はポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。）の写し

第六条第一項中「確認書」の下に「及び前条第二項各号に定める書面」を加える。別記第一号様式（その一）の注2中「捺印済印」を「捺印済印及び捺印済印の捺印済印」に改め、同注に次のように加える。

3 「燃料代」にあっては、燃料について単価契約を締結した場合には、2の「契約内容」欄

の「契約金額」には契約金額の見込額を、2の「備考」欄には当該単価契約に係る契約単価を記入してください。

- 「 3 確認申請金額」円
- 「 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」円
- 4 確認申請金額 円

「 3 確認金額」円

「 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」円

4 確認金額 円

「 3 確認金額」円

2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払を請求することができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限ります。

「 車種及び自動車登録番号」円

「 車種及び自動車登録番号」円

「 車種及び自動車登録番号」円

「 車種及び自動車登録番号」円

燃料供給年	燃料供給量	燃料供給金額	備考
円	円	円	

燃料供給年	燃料供給量	燃料供給金額	備考
円	円	円	

円

燃料供給年	燃料供給量	燃料供給金額	備考
円	円	円	

「 車種及び自動車登録番号」円

「 車種及び自動車登録番号」円

「 車種及び自動車登録番号」円

「 車種及び自動車登録番号」円

3 支払の請求をすることができる燃料代は、使用の契約の届出をした選挙運動用自動車に供給した燃料に係るもの限り、自動車燃料代確認書により確認された金額を限度とします。

販売年月日	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
	円 () × () =			
	円 () × () =			
計	円	円	円	

を

販売年月日	燃料の供給を受け た選挙運動用自動車 の自動車登録番号 又は車両番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
		円 () × () =			
		円 () × () =			
計		円	円	円	

に改め、

同様式(その二)中「銀行名」を「金融機関名」と改め、同様式(その二)の注1中「及びピラ作成証明書」を「ピラ作成証明書及び山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程第5条第2項第2号に規定する納品書の写し」と改め、同様式(その三)中「銀行名」を「金融機関名」と改め、同様式(その三)の注1中「及びポスター作成証明書」を「ポスター作成証明書及び山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程第5条第2項第2号に規定する納品書の写し」と改め、

附則

この規程は、平成二十二年十月一日から施行する。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十二年十月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
警察情報通信ネットワークシステム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十二年八月二十五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三
- 六 落札金額
八千九百七十六万二千四百円
- 七 入札公告日
平成二十二年七月九日
- 八 その他
 - (一) 契約拒否者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格

平成二十二年十月一日
発行

発行
行人所

山口県
知事